

2 民間気象事業者等の健全な発展等

(1) 民間気象事業者等の健全な発展

勧告	図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>気象庁以外の者が気象や波浪、地震等の予報を行おうとする場合は、気象業務法第 17 条第 1 項に基づき、気象庁長官の許可を受けなければならないとされている（以下同項に基づく許可を受けて気象等の予報業務を行う者を「民間気象事業者」という。）。</p> <p>この許可制度は、昭和 27 年の気象業務法制定時から導入されている。</p> <p>民間気象事業者は、気象業務法第 19 条の 2 に基づき、当該予報業務を行う事業所ごとに国土交通省令で定めるところにより、気象予報士を置かなければならないとされている。また、民間気象事業者は、同法第 19 条の 3 に基づき、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならないとされている。</p> <p>ア 民間気象事業者等に対する気象庁の権限</p> <p>(7) 予報業務の目的及び範囲</p> <p>気象業務法第 17 条第 1 項に基づく許可は、同条第 2 項において、予報業務の目的及び範囲を定めて行うこととされている。</p> <p>気象庁は、予報業務の目的及び範囲を「予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準」（平成 15 年 9 月 18 日付け気産第 98 号の 2 気象庁長官通知。以下「審査基準」という。）により定めている。予報業務の目的については、特定向け予報（契約等に基づき特定の者に限って提供する予報であって、かつ、当該特定の者の利用に供するものをいう。）と一般向け予報（特定向け予報以外の予報をいう。）に区分している。また、予報業務の範囲については、「予報を行おうとする現象」（気象及び波浪、地震動並びに火山現象）、「予報の期間区分及び最小の時間単位」等ごとに定めた区分によることとしている。</p> <p>(イ) 民間気象事業者等に対する研修</p> <p>気象庁は、国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 4 条第 124 号に規定される「気象業務に関連する技術に関する指導」を所掌している。</p> <p>また、気象業務法第 24 条の 29 第 4 号に基づき、民間気象業務支援センター（財団法人気象業務支援センター（以下「支援センター」という。））（注）は、気象情報を利用する者に対する研修を行うこととされている。</p> <p>（注）気象庁長官は、気象業務法第 24 条の 28 に基づき、気象業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、同条に定める基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センターとして指定することができることとされている。</p> <p>民間気象業務支援センターは、同法第 24 条の 29 に基づき、気象庁から提供された気</p>	<p>表 2-(1)-①</p> <p>表 2-(1)-②</p>

<p>象に関する情報を利用者に提供する業務、気象情報を利用する者に対する研修等を行うこととされている。支援センターは、平成6年5月に、民間気象業務支援センターとしての指定を受けている。</p>	
<p>(ウ) 民間気象事業者に対する指導・監督</p> <p>気象庁長官は、気象業務法第41条第4項に基づき、民間気象事業者に対する立入検査権限を有している。また、同法第20条の2に基づき、民間気象事業者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、民間気象事業者に対し、予報業務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができるとされている。</p> <p>また、気象業務法第41条の権限については、同法第43条の4並びに気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第53条第3項及び第5項に基づき、管区気象台長、沖縄気象台長、海洋気象台長及び地方気象台長も行うことができるとされている。</p>	表2-(1)-①
<p>イ 民間気象事業者及び気象予報士の概要</p> <p>民間気象事業者の数は、一般向け予報が開始された平成7年度が30事業者で、18年度は60事業者となっている。また、平成19年度に気象業務法が改正され、予報を行おうとする現象が気象及び波浪のみならず地震動及び火山現象にも拡大されたことにより、22年2月現在、116事業者となっている。</p>	表2-(1)-③
<p>気象予報士の数は、制度が導入された平成6年度の734人から増加してきており、21年12月現在、7,336人となっている。</p>	表2-(1)-④
<p>【現状及び問題点等】</p>	
<p>ア 民間気象事業者等のニーズへの対応</p>	
<p>(7) 審査基準の見直し</p> <p>審査基準について、気象庁及び24民間気象事業者を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 気象庁は、審査基準について、一部の民間気象事業者で組織する気象振興協議会（注1）等の意見も踏まえて、平成7年度、12年度及び15年度に一部見直し（注2）を行っているが、その後は、民間気象事業者等の意見等を踏まえた見直しは行っていない。</p>	表2-(1)-⑤
<p>② 調査した民間気象事業者の中には、短期予報や中期予報の予報期間の延長を要望するなど、予報業務の範囲の見直しを求める意見を有している者（7事業者）がある。</p>	表2-(1)-⑥
<p>③ 気象庁は、平成18年度から20年度までの間に実施した民間気象事業者に対する立入検査において、予報業務の範囲に違反していたもの8件（18年度3件及び20年度5件）に対し改善指導を行っているが、これらのうち4件（18年度1件及び20年度3件）については、その改善状況を確認しておらず「次回の立入検査時（おおむね3年後）に確認する」</p>	表2-(1)-⑥

<p>としている。</p> <p>(注1) 気象振興協議会(平成13年11月までは「気象事業振興協議会」)は、気象情報、気象事業等気象の振興に寄与することを目的として、民間気象事業者、通信事業者、報道機関等で組織する任意団体。会員41事業者のうち民間気象事業者は25事業者(平成22年1月現在)。</p> <p>(注2) 気象庁は、平成7年度に予報の期間区分及び最小の時間単位を導入し、予報業務の目的を特定向け予報と一般向け予報とに区分する等の見直しを、12年度に予報区域の局地予報を限定解除し、予報業務の許可対象を1か月予報に拡大する等の見直しを、15年度に予報業務の許可対象を3か月予報及び6か月予報に拡大する見直しを行っている。</p> <p>(注3) 気象庁が支援センターを經由して配信している民間において利用可能な気象情報の量は、平成16年度が1日当たり594メガバイト、20年度が同8.7ギガバイトと約15倍に増加している。</p>	<p>表2-(1)-⑦</p>
<p>(イ) 民間気象事業者等に対する研修の充実</p> <p>民間気象事業者及び気象予報士に対する研修の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 気象庁は、気象庁本庁が東京都内で行っている研修以外は、地方都市での研修を実施しておらず、また、管区气象台等も民間気象事業者等を対象とした研修を実施していない。</p> <p>支援センターにおいても、民間気象事業者等に対する研修については、東京都内以外の地では受講希望者が少ないとして、平成19年度以降、東京都内のみで実施している。</p> <p>② 支援センターが平成19年度から21年度までに実施した研修の参加者のうち、北海道、東北地方、九州地方等関東地方以外の地方に居住する者が約2割みられる。これらの者にとっては、開催場所が遠方であるなどの不便さがあるものと考えられる。</p> <p>また、調査した24民間気象事業者の中には、i)研修が地方都市で実施されれば参加したいとしている者、ii)東京都内で実施される研修への参加費用が負担となっている等の理由により、地方都市での実施を望む者があり(i)とii)の合計7事業者)、地方都市での研修の実施には、潜在的なニーズがあるものとみられる。</p> <p>なお、一般社団法人日本気象予報士会は、会員を対象として気象に関する専門的な研修を東京以外の地方都市でも実施している。平成20年度には、東京で3回及び東京以外で8回、21年度は9月までに東京で2回及び東京以外で8回実施している。1回当たりの参加者数は、最低でも17人であった。</p>	<p>表2-(1)-⑧</p> <p>表2-(1)-⑨</p> <p>表2-(1)-⑩</p>
<p>イ 民間気象事業者に対する指導・監督</p> <p>気象庁における民間気象事業者に対する立入検査の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 気象庁は、平成16年度から20年度までの間に民間気象事業者延べ127事業者に対して実施した立入検査の結果、102事業者に改善すべき事項を</p>	<p>表2-(1)-⑪</p> <p>表2-(1)-⑫</p>

<p>指導している。しかし、その指導方法は、いずれも口頭によるものにとどまっている。</p> <p>口頭指導した違反事例の中には、違反の内容が予報の信頼性を確保できなくなるおそれがある i) 気象予報士のいない時間帯に予報を行っているもの、 ii) 「警告」という気象警報と紛らわしい言葉を使用し許可の条件に違反しているものがみられる。</p> <p>② 気象庁は、口頭指導した事項の改善措置状況については、おおむね3年後に行う次回の立入検査時に確認することとしている。</p> <p>このため、気象庁が平成18年度から20年度までの間に実施した立入検査において口頭指導した民間気象事業者69事業者について調査したところ、当省の調査時点において、気象庁は、その半数(35事業者、50.7%)について、その後の改善措置状況を確認していない。</p> <p>③ また、当省が調査した24民間気象事業者の中には、気象庁が立入検査で指摘した事項について、改善措置を講じていないものが2事業者みられた。</p> <p>この背景には、次のような状況があるためと認められる。</p> <p>① 立入検査結果に基づく指導の方法や指導事項の改善措置状況の確認方法を定めた立入検査実施要領等の規程が整備されていないこと。</p> <p>② 立入検査をすべて気象庁本庁で実施しているため、体制的な制約から、指導事項の改善措置状況の速やかな確認には限界があること。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、国土交通省は、民間気象事業者等の健全な発展を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 予測精度の向上を踏まえ、国民のニーズ及び民間気象事業者の意見等を勘案し、予報業務の範囲等、審査基準の見直しについて検討すること。</p> <p>② 民間気象事業者等の予報技術等の水準を向上させるため、民間気象事業者等のニーズを踏まえ、管区气象台等の活用や支援センターにおける研修開催場所の検討など、民間気象事業者等に対する地方都市での研修機会の充実を図る方策について検討すること。</p> <p>③ 立入検査結果に基づく指導の方法等を規定した立入検査実施要領等を整備すること。あわせて、管区气象台等を活用した指導体制についても検討すること。</p>	<p>表2-(1)-⑬</p> <p>表2-(1)-⑭</p>
--	---------------------------------

表2-(1)-① 予報業務の許可に関する規程

○ 気象業務法（昭和27年法律第165号）（抜粋）

（予報業務の許可）

第17条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。
（業務改善命令）

第20条の2 気象庁長官は、第17条の規定により許可を受けた者が第18条第1項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合その他第17条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員又はその現象の予想の方法について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（気象予報士の設置）

第19条の2 第17条の規定により許可を受けた者（地震動又は火山現象の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。）は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士（第24条の20の登録を受けている者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

（気象予報士に行わせなければならない業務）

第19条の3 第17条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

（試験）

第24条の2 気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報士試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2 試験は、気象予報士の業務に必要な知識及び技能について行う。
（報告及び検査）

第41条 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、第17条第1項若しくは第26条第1項の規定により許可を受けた者又は第7条第1項の船舶に対し、それらの行う気象業務に関し、報告させることができる。

2・3 （略）

4 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第17条第1項若しくは第26条第1項の規定により許可を受けた者若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者の事業所若しくは観測を行う場所又は第7条第1項の船舶に立ち入り、気象記録、気象測器その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5～7 （略）

（権限の委任）

第43条の4 この法律に規定する気象庁長官の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長、沖縄気象台長又は海洋気象台長に委任することができる。

2 前項の規定により管区気象台長又は沖縄気象台長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方気象台長に委任することができる。

○ 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）（抜粋）

（権限の委任）

第53条 （略）

2 （略）

3 法に規定する気象庁長官の権限で次に掲げるものは、管区気象台長、沖縄気象台長及び海洋気象台長も行なうことができる。

一 （略）

二 法第 38 条、法第 39 条及び法第 41 条に規定する権限

4 (略)

5 第 3 項第 2 号に規定する権限は、地方気象台長も行うことができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ② 「予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準」
(平成 15 年 9 月 18 日付け気産第 98 号の 2 気象庁長官通知) (抜粋)

第 1 目的、範囲及び条件

1 予報業務の目的

予報業務(観測成果に基づく現象の予想の発表の業務)の目的においては、特定向け予報(契約等に基づき特定の者に限って提供する予報であって、かつ、当該特定の者の利用に供するものをいう。)と一般向け予報(特定向け予報以外の予報をいう。)に分けることとする。

2 予報業務の範囲

予報業務の範囲は、次の区分によることとする。

(1) 予報の種類

イ 予報を行おうとする現象

気温、降水量、風向、風速、天気その他の現象及び波浪とする。なお、地象(路面状況を除く。)津波、高潮及び洪水の予報業務については、防災との関連性の観点等から、当面許可しないこととする。

ロ 予報の期間区分及び最小の時間単位

予報は、予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間に応じ、それぞれ次の表-1の6種類に区分し、それぞれの予報の最小の時間単位は、同表の右欄に掲げる時間以上でなければならないこととする。

表-1

予報期間の区分	予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間	最小の時間単位
短時間予報	予報を行う時点から3時間先以内の予報	10分間以上
短期予報	予報を行う時点から3時間先を超え、48時間先以内の予報	1時間以上
中期予報	予報を行う時点から48時間先を超え、7日間先以内の予報	6時間以上
長期予報 (1か月予報)	予報を行う時点から8日間先を超え、1か月先以内の予報	5日以上
長期予報 (3か月予報)	予報を行う時点から1か月先を超え、3か月先以内の予報	1か月以上
長期予報 (6か月予報)	予報を行う時点から3か月先を超え、6か月先以内の予報	1か月以上

(2) 対象としようとする区域

予報の対象としようとする区域は、明確に区分できる区域とする。

当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域については当該行政区画等の名称によるものとし、それ以外の場合は地図上の表示によるものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ③ 民間気象事業者数の推移

(単位：事業者)

年度 範囲	平成 7	12	17	18	19	20	21
気象・波浪	30	43	61	60	61	61	60
地震動	—	—	—	—	43	54	54
火山現象	—	—	—	—	1	2	2
延べ合計 (実事業者数)	30 (30)	43 (43)	61 (61)	60 (60)	105 (100)	117 (111)	116 (110)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 17 年度から 20 年度までは、各年度末時点、21 年度は、2 月 1 日時点の事業者数である。

3 地震動及び火山現象の予報業務の許可は、平成 19 年度から開始された。

表 2 - (1) - ④ 気象予報士数の推移

(単位：人)

年度	平成 6	7	8	9	10	11	12	13
気象予報士数	734	1,492	1,849	2,187	2,476	2,842	3,242	3,646
年度	14	15	16	17	18	19	20	21
気象予報士数	4,193	4,793	5,213	5,629	6,170	6,595	7,077	7,336

(注) 1 気象庁の資料に基づき当省が作成した。

2 各年度末現在の人数である。平成 21 年度は、12 月 1 日現在の人数を計上した。

表 2 - (1) - ⑤ 予報業務の範囲の見直しに関する意見

事業者	予報業務の範囲の見直しに関する意見の内容
A	○ 予報業務の範囲について、次の 3 点を要望する。これらは顧客からのニーズが強いものであり、いずれも技術的に可能なものであると考える。 ① 短期予報の予報期間（48 時間先以内）を 3 日間以上に延長してほしい。 ② 中期予報の予報期間（7 日間先以内）を 8 日間以上に延長してほしい。 ③ 中期予報の最小の時間単位を 6 時間から 1 時間単位にしてほしい。
B	○ 中期予報は、7 日間先までしか行うことができないこととなっているが、いわゆるゴールデンウィークなどの大型連休の時期に、最小時間単位を 1 日とする予報を 10 日先まで行うことを認めてほしい。
C	○ 中期予報は、最小の時間単位が 6 時間以上となっているが、現在、支援センターからは 1 週間先までの予報期間において 3 時間ごとのデータが配信されているので、中期予報の最小の時間単位を 3 時間としてほしい。
D	○ 中期予報については、48 時間先を超える予報は最小の時間単位が 6 時間以上の予報しか出せない。この中期予報の中に、48 時間先を超え 72 時間先以内という区分を設け、この時間帯については最小の時間単位 3 時間ごとの予報ができるようにしてほしい。
E	次の事項については、顧客からのニーズがあり、民間気象事業者としては顧客に多くの予報を提供でき、それにより収入アップにつながり、顧客の満足度もアップするというメリットがあるので、予報業務の範囲の見直しをしてほしい。 ① 中期予報（48 時間先を超え、7 日間先以内の予報）は、6 時間ごとの予報しか出せないこととなっている。それを 48 時間先を超え 72 時間先以内は 1 時間ごとの予報とする。 ② 中期予報は 7 日間先まで 6 時間ごとの予報であるが、これを 10 日先までとする。
F	○ 連休が大型化する傾向があることから、中期予報の期間区分に関しては、上限を 10 日ぐらいにしてもよいと思われる。
G	○ i) 気象業務法が施行された昭和 27 年 6 月当時に比べると予報技術は格段に向上

	していること、ii)平成6年には気象予報士制度が創設され気象予報士が予報を行っていること、iii)ユーザーのニーズは多岐にわたっていることから、予報の期間区分及び最小の時間単位を見直してほしい。
(計7事業者)	

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑥ 予報業務の範囲の違反の状況及び気象庁の指導状況等(平成18年度~20年度)

年度	違反の内容	気象庁の指導	改善措置の確認状況
平成18	許可を受けた区域以外の区域(全国の港湾向け)に短期予報及び中期予報を実施	変更認可申請を行うよう指導	変更認可申請書の提出で確認
	波浪の予報について、短期予報の許可は取得しているが、許可を受けていない中期予報を実施	変更認可申請を行うよう指導	変更認可申請書の提出で確認
	明後日(72時間先)まで3時間間隔の予想を実施	48時間先を超える期間については、刻みを6時間以上とするよう指導	気象庁は、次回の立入検査(おおむね3年後)で確認する予定であるとして、改善状況の確認を行っていない。
20	気象について、許可の範囲外の予報を実施	変更認可申請を行うよう指導	変更認可申請書の提出で確認
	波浪の許可しか取っていない周辺海域にも気象予報を実施	変更認可申請を行うよう指導	変更認可申請書の提出で確認
	48時間先を超える期間については、3時間間隔で実施	48時間先を超える期間については、刻みを6時間以上とするよう指導	気象庁は、次回の立入検査(おおむね3年後)で確認する予定であるとして、改善状況の確認を行っていない。
	予報の最小時間単位が守られていない	最小時間単位を守るよう指導	気象庁は、次回の立入検査(おおむね3年後)で確認する予定であるとして、改善状況の確認を行っていない。
	48時間先を超える期間については、3時間間隔で実施	48時間先を超える期間については、刻みを6時間以上とするよう指導	気象庁は、次回の立入検査(おおむね3年後)で確認する予定であるとして、改善状況の確認を行っていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 気象庁は、指導した民間気象事業者から改善した旨の連絡をメール等で受けたとしているが、「変更認可申請書の提出で確認」としたものの以外については、実際に改善されているかどうかの確認は行っていない。

3 平成19年度は、予報業務の範囲に関する違反事例がない。

表2-(1)-⑦ 民間において利用可能な気象情報の量

年度	平成16	17	18	19	20
気象情報の量	594MB/日	2.9GB/日	2.9GB/日	8.5GB/日	8.7GB/日

(注) 1 気象庁の資料に基づき当省が作成した。

2 「気象情報の量」は、気象庁が支援センターを経由して配信している民間において利用可能な1日当たりの気象情報の量である。

表2-(1)-⑧ 気象情報利用者に対する支援センターの研修の実施状況

(単位：人)

年度	実施年月	開催地	研修名	研修対象者	受講者数
平成18	4月～8月	東京、大阪	最新気象技術講習会	気象技術習得希望者	244
	10月～19年1月	東京、大阪	最新気象技術講習会	同上	191
	9月～19年3月	東京	最新予報技術講習会ほか	気象予報士、気象業務従事者	87
	4月～19年3月	東京	気象カレッジ	同上	39
19	4月～8月	東京	最新気象技術講習会	気象技術習得希望者	207
	10月～20年1月	東京	最新気象技術講習会	同上	146
	9月～19年2月	東京	最新予報技術講習会ほか	気象予報士、気象業務従事者	64
	4月～20年3月	東京	気象カレッジ	同上	13
20	4月～8月	東京	気象を学習する講習会	気象技術習得希望者	100
	10月～21年1月	東京	気象を学習する講習会	同上	78
	5月～11月	東京	予報技術者のための講習会	気象予報士、気象業務従事者	84
21	4月～8月	東京	気象を学習する講習会	気象技術習得希望者	92
	10月～1月	東京	気象を学習する講習会	同上	29
	5月～9月	東京	予報技術者のための講習会	気象予報士、気象業務従事者	20

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「最新気象技術講習会」及び「気象を学習する講習会」の参加者には、通信課程の参加者を含まない。

表2-(1)-⑨ 気象情報利用者に対する支援センターの研修の参加者の居住地

(単位：人、%)

居住地	参加者数			
	平成19年度	20年度	21年度	合計
北海道地方（北海道）	2	2	0	4 (0.5)
東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）	12	4	3	19 (2.3)
関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）	339	208	116	663 (79.6)
甲信越地方（新潟県、山梨県及び長野県）	10	11	7	28 (3.4)
北陸地方（富山県、石川県及び福井県）	2	3	1	6 (0.7)
中部地方（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）	12	8	8	28 (3.4)
近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）	40	12	4	56 (6.7)
中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）	7	9	0	16 (1.9)
四国地方（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）	3	3	1	7 (0.8)
九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）	2	2	1	5 (0.6)
沖縄地方（沖縄県）	1	0	0	1 (0.1)
合計	430	262	141	833 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は構成比である。

表2-(1)-⑩ 一般社団法人日本気象予報士会が開催する気象に関する専門的な研修の実施状況

年度	研修内容	開催地	参加者数(人)	開催年月日	備考
平成 20	新しい気象情報の概要と特徴および最新の予報作成技術	東京	80	平成20年4月5日	①東京での開催 開催回数：3回 参加者数：234人 (1回平均：78.0人)
		大阪	59	20年5月24日	
		名古屋	42	20年6月21日	
		福岡	23	20年6月28日	
		札幌	23	20年9月13日	
	2008年度数値予報「新しい数値予報モデルについて」	東京(1)	94	21年1月18日	②東京以外での開催 開催回数：8回 参加者数：319人 (1回平均：39.9人)
		大阪	85	21年2月8日	
		広島	33	21年2月21日	
		福岡	21	21年2月22日	
		新潟	33	21年3月20日	
21	2009年度量的予報	東京(1)	100	21年4月12日	①東京での開催 開催回数：2回 参加者数：163人 (1回平均：80.5人) ②東京以外での開催 開催回数：8回 参加者数：269人 (1回平均：33.6人)
		静岡	22	21年4月26日	
		仙台	30	21年5月23日	
		長野	28	21年5月23日	
		名古屋	47	21年6月20日	
		大阪	79	21年7月11日	
		東京(2)	63	21年7月25日	
		札幌	18	21年8月22日	
		福岡	17	21年9月12日	
		岡山	28	21年9月13日	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成21年度は、9月13日までの開催実績である。

3 「東京(1)」及び「東京(2)」は、それぞれ東京での第1回目、第2回目の開催である。

表 2 - (1) - ⑪ 気象庁による民間気象事業者の立入検査の実施状況等（平成 16 年度～20 年度）

区分	内容							
立入検査計画	中長期的な立入検査計画は作成していない。各民間気象事業者に 3 年に 1 回の立入検査を実施する方針により、毎年度当初に立入検査の対象とする民間気象事業者を決めている。 また、民間気象事業者が不適切な業務運営を行っているとの情報を把握した場合等には、臨時的に立入検査を実施することとしている。							
立入検査の実施方法等	気象庁本庁職員が実施する立入検査に当たっては、チェックリストを活用している。							
立入検査実績	(単位：事業者)							
			年度	平成 16	17	18	19	20
	予報業務区分別							
	気象・波浪	民間気象事業者数	56	61	60	61	61	
		立入検査実施事業者数	21	25	27	16	21	
	地震動	民間気象事業者数	—	—	—	43	54	
		立入検査実施事業者数	—	—	—	0	17	
	火山現象	民間気象事業者数	—	—	—	1	2	
		立入検査実施事業者数	—	—	—	0	0	
計	民間気象事業者数	56	61	60	100	111		
	立入検査実施事業者数	21	25	27	16	38		
(注) 1 複数の予報業務を行っている民間気象事業者がいるため、平成 19 年度及び 20 年度の欄については、各欄の合計と計欄とが一致しない場合がある。 2 事業者数は、各年度末現在である。								
同一事業者に対する実施頻度	気象及び波浪の予報を行う民間気象事業者の立入検査について、同一の事業者に対する頻度は、おおむね 3 年に 1 回実施している。 地震動及び火山現象の予報業務を行う民間気象事業者については、気象業務法の一部改正により平成 19 年度から許可を行っており、20 年度に第 1 回目の立入検査を行った。							

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑫ 立入検査結果に基づく指導状況（平成 16 年度～20 年度） (単位：事業者、%)

許可区分別		年度	平成 16	17	18	19	20	計
気象・波浪	立入検査実施事業者数		21	25	27	16	21	110
	うち指導を行ったもの		14 (66.7)	19 (76.0)	18 (77.7)	13 (81.3)	21 (100.0)	85 (77.3)
地震動	立入検査実施事業者数		—	—	—	0	17	17
	うち指導を行ったもの		—	—	—	0	17 (100.0)	17 (100.0)
計	立入検査実施事業者数		21	25	27	16	38	127
	うち指導を行ったもの		14 (66.7)	19 (76.0)	18 (66.7)	13 (81.3)	38 (100.0)	102 (80.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各欄の「指導を行ったもの」に対する指導方法は、いずれも口頭による指導となっている。

3 () 内は、立入検査を行った事業者のうち指導を行ったものの割合である。

表 2 - (1) - ⑬ 気象庁における口頭指導事項の改善措置の確認状況 (平成 18 年度～20 年度)

(単位：事業者、%)

許可区分別		年度	平成 18	19	20	計
気象・波 浪	口頭指導を行った事業者数		18	13	21	52 (100.0)
	指摘事項の改善状況を確認した事業者数		13	9	10	32 (61.5)
	指摘事項の改善状況を確認していない事業者数		5	4	11	20 (38.5)
地震動	口頭指導を行った事業者数		—	0	17	17 (100.0)
	指摘事項の改善状況を確認した事業者数		—	0	2	2 (11.8)
	指摘事項の改善状況を確認していない事業者数		—	0	15	15 (88.2)
計	口頭指導を行った事業者数		18	13	38	69 (100.0)
	指摘事項の改善状況を確認した事業者数		13	9	12	34 (49.3)
	指摘事項の改善状況を確認していない事業者数		5	4	26	35 (50.7)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「指摘事項の改善状況を確認した事業者数」には、廃業等により違反の実態がなくなった事業者を含む。

3 「指摘事項の改善状況の確認を行っていない事業者数」には、指摘事項の一部の事項について改善状況の確認を行っていない事業者を含む。

4 ()内は、構成比である。

表 2 - (1) - ⑭ 立入検査結果に基づく指導事項の改善が図られていない事例

事業者	気象庁の立入検査結果と改善確認方法			未改善の状況等
	立入検査実施年度	気象庁の指導内容	改善確認方法	
A	平成 20	気象予報士の不在時にも短時間予報を行っていたので、予報士がいる間(計画書では5時～21時30分)だけ行うよう指導	次回の立入検査時に確認予定	特定向けの降水量の短時間予報は、配信システムによる自動予報であるとして、気象予報士がいない時間であっても特定向け予報の対象者に自動配信されている。
B	20	検定を受けていない気象測器で観測した値を玄関前の通りに表示している。検定を受けた気象測器を用いるよう指導	同上	現在も当該測器の観測データを表示している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が調査対象とした民間気象事業者のうち、気象庁の立入検査結果に基づく指導事項を改善していない事例である。